## 2023年4月火災保険の改定のご案内

# Ħ現代海上火災保険株式会社

2023年4月1日責任開始契約より、火災保険の内容を次のとおり改定いたします。

### 1. 火災保険料率の改定

火災保険の保険料率を改定いたします。近年の自然災害多発による保険金支払の増加を反映し、所在地や 業種等によっても異なりますが、基本的に保険料水準の引き上げとなります。ご理解のほどよろしくお願い 申し上げます。

## 2. 最長保険期間の改定

自然災害リスクは将来にわたり大きく変化していくと見込まれており、長期的なリスク評価が難しくなっています。こうした状況に対応するため、最長保険期間を短縮いたします。現在ご加入いただいている契約の更改契約についても、保険期間は原則として最長3年(個人所有の専用住宅およびその収容家財の場合は最長5年)となります。

## 3. 改定後の商品内容

改定後の商品内容は下表のとおりです。現在ご契約いただいている商品とは異なる名称の商品となる場合があります。

物件種別等に応じて保険商品は次のとおり変更となります。家財なしの場合、普通火災保険に店舗総合特約を付帯することで、店舗総合保険と同等の補償内容となります。

物件種別等	改定前	家財有無	改定後
・住宅	住宅火災保険	有無問わず	住宅火災保険
	住宅総合保険	有無問わず	住宅総合保険
•一般 (保険金額) 1億円未満)	普通火災保険	有無問わず	事業火災ベーシック <sup>※1</sup> (普通火災保険)
	店舗総合保険**2	家財あり	事業火災ワイド(店舗総合保険)**1
		家財なし	事業火災ワイド <sup>※1</sup> (普通火災保険+店舗総合特約)
<ul><li>・工場・倉庫</li><li>・一般 (保険金額)</li><li>1億円以上)</li></ul>	普通火災保険 店舗総合保険 企業財産包括保険	家財なし	企業財産包括保険*3

<sup>※1 「</sup>事業火災」とは、普通火災保険・店舗総合保険をまとめた総称です。火災、落雷、破裂・爆発および風・ひょう・雪 災のみを補償するタイプを「ベーシック」、その他の危険も含めて総合的に補償するタイプを「ワイド」と呼びます。

<sup>※2</sup> 普通火災保険にその他危険補償特約Aが付帯された契約を含みます。

<sup>※3</sup> 店舗総合保険(普通火災保険にその他危険補償特約(店舗総合用)を付帯した契約を含みます。)の更改契約については、事業火災ワイド(普通火災保険+店舗総合特約)もご契約いただけます。

### 4. 休業損害等を補償する商品の廃止と移行

休業損害等に関する現行の保険商品は、次のとおり移行していただくこととなります。

11 3/43/1 4 1 134 3 3014 1 11 13/44 10 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			
廃止する商品	移行後の商品		
・債権保全火災保険	抵当権者等の担保権者を保険契約者とする普通火災保険または住宅火災 保険		
• 店舗休業保険	普通火災保険または店舗総合保険+店舗休業補償特約※4		
「	企業財産包括保険+店舗休業補償特約*4		
· 企業費用·利益総合保険			
• 利益保険	企業財産包括保険 利益・営業継続費用条項		
• 営業継続費用保険			

<sup>※4</sup> 店舗休業補償特約は、必ず主契約である普通火災保険、店舗総合保険または企業財産包括保険に付帯していただくこととなります。休業損害単独でのご契約はできません。

### 5. その他

上記改定に伴う補償内容の変更は、以下のとおりです。

- ・事業火災、企業財産包括保険の借家人賠償補償特約に関して、これまで任意付帯だった修理費用補償特約<sup>\*5</sup>を、保険金額300万円として自動付帯します。
- ・家賃補償特約において、従来、火災、落雷、破裂・爆発のみ補償(住宅総合保険・店舗総合保険の場合はこれに加えて外来物の飛来による損害や給排水設備に生じた事故を含む)していましたが、事業火災、企業財産包括保険においては、風・雹(ひょう)・雪災の場合も補償するよう改定しました。
- ・店舗総合保険のその他危険補償特約(店舗総合用)を廃止し、事業火災ワイド(普通火災保険+店舗総合保険特約)用に破損・汚損損害等補償特約を新設します。(補償内容は同じです。)
- ・事業火災について、価額協定保険特約(建物新価・家財時価用)を廃止します。今後は価額協定保険特約(建物新価・家財新価用)にてご案内します。保険金額の見直しが必要となる場合があります。住宅物件については従来どおりです。
- ※5 火災等の事故によって借用建物に損害が生じ、被保険者である賃借人がその貸主との契約に基づき、自己の費用で現実にこれを修理した場合に、その修理費用を補償するものです。

#### <本件に関するお問い合わせ先>

日本支社 03-5962-9500 (代) (平日:午前 9 時~午後 5 時 30 分)	〒100-0005 東京都千代田区丸の内 1-7-12 サピアタワー19 階
大阪事務所 06-6245-5447 (平日:午前 9 時~午後 5 時 30 分)	〒542-0081 大阪府大阪市中央区南船場 3-11-18 郵政福祉心斎橋ビル 7階

以上